

提案条例説明資料

(議会追加提出分)

令和 8 年 3 月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第1号
2	題名	浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	議員一人ひとりが高い倫理観と責任を自覚し、市民の負託に応える議会活動を確保するとともに、市長から要請のあった職員の円滑な業務遂行を支え、健全な執務環境を確保するため、近年の社会情勢の変化に即した、より実効性のある政治倫理基準とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 政治倫理基準の変更（第3条関係） （改正前）市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 （改正後）市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p> <p>2 政治倫理基準の追加（第3条関係） (1) 市等の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。 (2) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。 (3) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。 (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。 (5) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日